

案

市民参加及び市民自治活動条例施行規則主な改正点

- (1) 平成28年4月1日より、附属機関等の所管課を企画政策課から市民協働課に変更するのにもない、施行規則中「企画部長に協議」とあるものを「関係部署に協議」と改めるもの。
- (2) 附属機関等の委員の選任について、市職員及び市退職職員の選任は原則不可となっているが、区長などの充て職もあるため、そうした場合の除外規定を新たに追加するもの。
- (3) 附属機関等の会議の非公開の要件として、情報公開条例の規定を謳っていたが、情報公開条例における非公開情報の適用によって、同一の効果を得られることから、情報公開条例の改正に伴い、該当項目を削除するもの。

日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
規則 第 号

日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則(平成24年日進市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表事項)</p> <p>第3条 条例第9条の規定による市民参加の手続の実施予定を公表するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第9条の規定による市民参加の手続の実施状況を公表するときは、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 市民参加の手続の参加者数</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(附属機関等の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 附属機関等を所管する部の長(以下「所管部長」という。)は、附属機関等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>関係部署</u>に協議しなければならない。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 市の執行機関は、附属機関等の機能を十分に発揮させるため、附属機関等の委員の選任については、法令等の定めのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令等に定めがある場合又は当該附属機関等の性質に照らしやむを得ないと市長が認める場合は、これを適用しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 市職員は、委員に選任してはならない。<u>ただし、附属機関等の性質により選任する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表事項)</p> <p>第3条 条例第9条の規定により市民参加の手続の実施予定を公表するときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第9条の規定による市民参加の手続の実施状況を公表するときは、前項第1号から第4号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 市民参加の手続への参加者数</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(附属機関等の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 附属機関等を所管する部の長(以下「所管部長」という。)は、附属機関等を設置しようとするときは、あらかじめ<u>企画部長</u>に協議しなければならない。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第5条 市の執行機関は、附属機関等の機能を十分に発揮させるため、附属機関等の委員の選任については、法令等の定めのほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。ただし、法令等に定めがある場合又は当該附属機関等の性質に照らしやむを得ないと市長が認める場合は、これを適用しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 市職員は、委員に選任してはならない。</p>

<p>(7) 市退職職員は、委員に選任してはならない。ただし、委員を公募する場合又は<u>附属機関等の性質により選任する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>2 所管部長は、委員を選任しようとするときは、あらかじめ<u>関係部署</u>に協議しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(廃止又は統合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 所管部長は、附属機関等の廃止又は統合をしようとするときは、あらかじめ<u>関係部署</u>に協議しなければならない。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第15条 附属機関等の会議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(7) 市退職職員は、委員に選任してはならない。ただし、委員を公募する場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 略</p> <p>2 所管部長は、委員を選任しようとするときは、あらかじめ<u>企画部長</u>に協議しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(廃止又は統合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 所管部長は、附属機関等の廃止又は統合をしようとするときは、あらかじめ<u>企画部長</u>に協議しなければならない。</p> <p>(会議の非公開)</p> <p>第15条 附属機関等の会議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日進市情報公開条例(平成11年日進市条例第1号)第6条の規定に該当する事項</u> <u>に関し審議を行う場合</u></p> <p>(3) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。